

令和4年9月12日

株式会社日本政策投資銀行
株式会社商工組合中央金庫

財 務 省
農 林 水 産 省
中 小 企 業 庁

新型コロナウイルス感染症に関する事案に係る危機対応業務の終了後の
資金繰り支援等の徹底について

危機対応業務における指定金融機関におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等への支援に、これまで着実に取り組んでいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する事案に係る危機対応業務は、本年9月末に申込期限を迎えますが、事業者の資金繰りに万全を期すことは、引き続き重要であることから、指定金融機関である貴行及び貴金庫に対し、下記の事項につき、要請いたしますので、営業担当者等に周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に関する事案に係る危機対応業務による融資等について、本年9月末に申込期限を迎えることを踏まえ、改めて、中小企業はもちろんのこと、大企業・中堅企業を含めた取引先等の業況を積極的に把握し、追加の資金需要が見込まれそうな取引先等については、その意向を確認するなど、事業者のニーズに応えられるよう、きめ細かな対応を徹底すること。また、期限までに申込みのあった事業者に対しては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等の事象のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、需要の回復や各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、丁寧かつ親身に対応すること。
2. 危機対応業務が終了する9月末以降についても、事業者に寄り添った支援を継続すべきことに何ら変わりはないことから、事業者から融資相談等があった際には、プロパー融資等による資金供給を含め、別紙「中小企業活性化パッケージNEXT」を踏まえた事業者支援の徹底について」（令和4年9月9日）で要請しているように、引き続き、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。

3. その際、日本政策金融公庫等の「スーパー低利・無担保融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付等）」（来年3月末まで申込期限延長）や新型コロナ対策資本金劣後ローンの対象となる事業者から融資相談等が寄せられた際には、必要に応じて、危機対応業務による実質無利子・無担保融資等について日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等による借換を含め、日本政策金融公庫等の窓口を紹介するなど、事業者のニーズに応じた丁寧な対応を行うこと。ただし、日本政策金融公庫等においても一定程度の駆け込み需要などが予想される場所、事業者を紹介する際は、日本政策金融公庫等における業務実施態勢にも配慮し、事前の情報交換を行うなど円滑な業務運営に努めること。

以上